

障害者雇用奨励金 交付制度のご案内

一人月額
2万円



制度の概要

市内に居住する障害者を新たに雇用、または職場復帰をした中途障害者を引き続き雇用する事業主に対し、奨励金を交付する制度です。

※この制度において中途障害者とは、雇用された後に障害者となった方を指します。

申請者

対象障害者を雇用した雇用保険適用事業所の事業主

対象となる障害者（パートタイム労働者も含む）

- (1) 新たに雇用した市内に居住する障害者
- (2) 職場復帰した市内に居住する中途障害者

奨励金の額

対象障害者一人につき月額2万円

交付対象期間

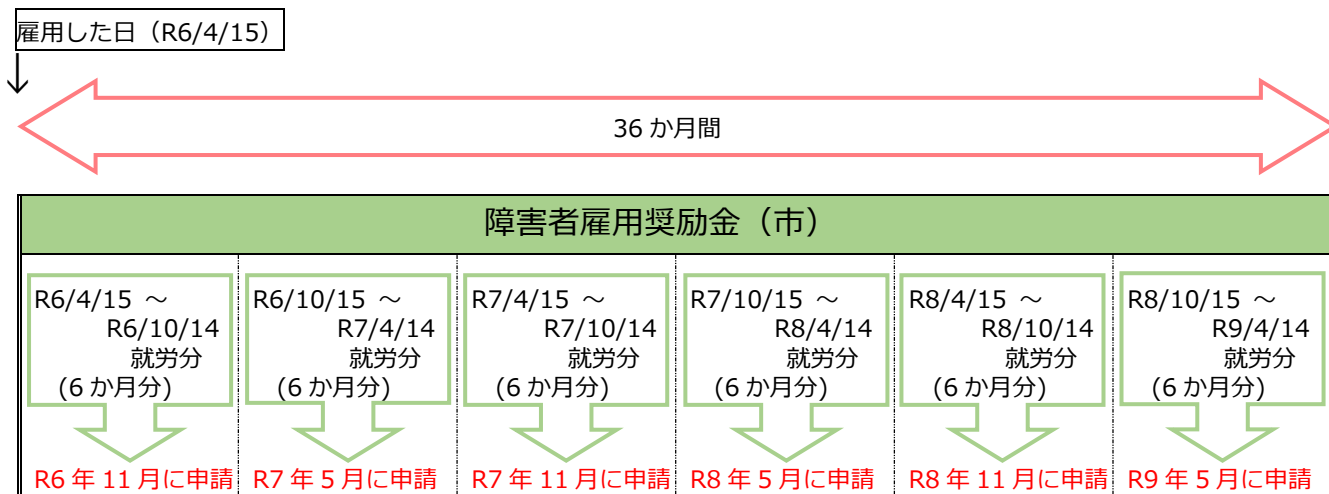
障害者を新たに雇用した日、または中途障害者が職場復帰した日から **36 か月以内**
ただし、障害者の雇用に関するその他の助成金や報奨金などの交付を受けている場合は、その期間中の奨励金は交付されません。

申請期間

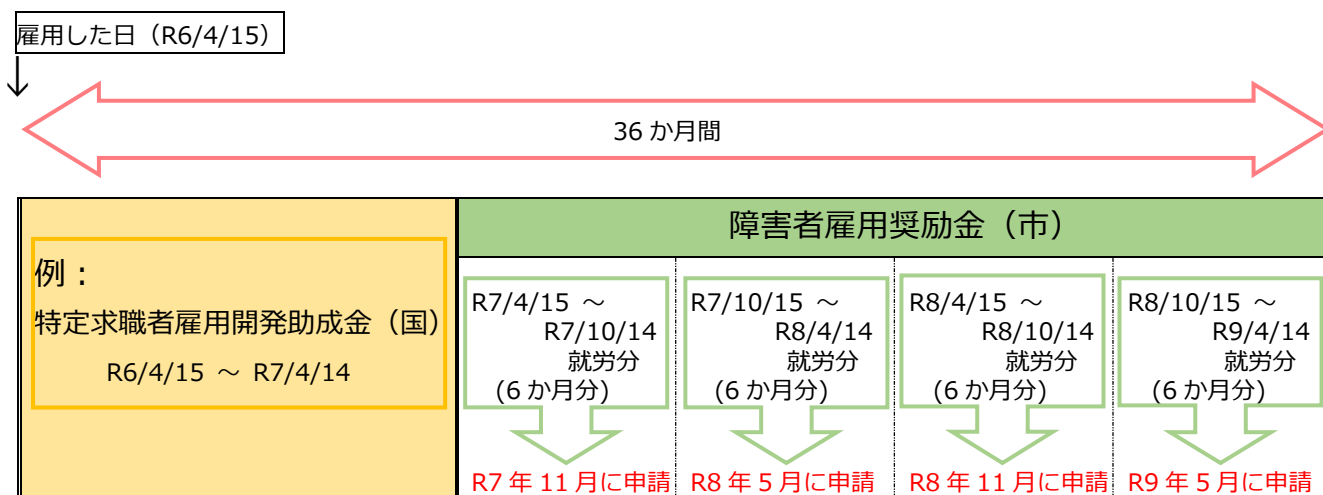
雇用奨励金の交付を希望する事業主は、交付対象期間の6か月毎に、当該6か月を経過した日の属する翌月に、申請を行う必要があります。

～ 交付申請の一例 ～

その他の助成金などの交付を**受けていない場合**



その他の助成金などの交付を**受けている場合**



必要書類

- ・ 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得届確認書の写し
- ・ 対象労働者に支払った賃金台帳の写し
- ・ その他の助成金等の受給資格決定通知書の写し
- ・ 野々市市障害者雇用奨励金 調査同意書

申込み受付窓口

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目 1 番地

野々市市役所 地域振興課 産業振興係

TEL : 076-227-6160